

高知県ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰の影響を特に大きく受けるひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯生活支援特別給付金(以下「給付金」という。)の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者(以下「支給対象者」という。)に対し、給付金を支給する。

- (1) 県内(市の区域を除く。)の児童扶養手当受給資格者で、令和7年2月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。)
- (2) 前号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者であって、令和7年2月1日以後に死亡した者	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童(以下「監護等児童」という。)であった者
--------------------------------	---

(給付金の支給等)

第3条 県は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して、監護等児童1人につき2万円を1回に限り支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等)

第4条 県は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、別記様式第1号により給付金の受給の拒否を届け出ることができるものとする。
- 3 県は、第1項の規定による支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、

この限りでない。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給方法)

第5条 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給は、児童扶養手当と同じ振込口座への口座振替により行うものとする。ただし、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないことその他の事由により口座振替によることが困難な場合に限り、隔地払により支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第6条 県は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件等の事業の概要について、県ホームページへの掲載その他の方法による周知を行うものとする。

(不当利得の返還)

第7条 県は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。